

意見募集は終了しました

第2次野田市男女共同参画計画（素案）に対する パブリックコメント手続を実施します

1 募集の趣旨

平成11年6月に公布された「男女共同参画社会基本法」において、『市町村は、国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。』と市町村に対しての努力義務が課せられました。

市では、法に基づく計画として、平成13年度から平成16年度までを計画期間とした「フレッシュプランのだー後期推進計画」を策定し、その後、平成17年度から平成21年度までを計画期間とした「野田市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画施策やドメスティック・バイオレンス対策を推進してきましたが、本年度をもって計画期間が終了することになりました。

現行の「野田市男女共同参画計画」で推進してきました成果を生かしながら、時代に対応した新たな「第2次野田市男女共同参画計画」の策定作業を進めてまいりました。

この度、野田市男女共同参画審議会の審議を経て、素案がまとまりましたのでお知らせしますとともに、市民の皆さんから広くご意見、ご提案を頂きたい、次の方法でパブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続実施根拠

野田市パブリックコメント手続の試行に関する要綱第3条第1項第2号
「市の基本的な政策に関する計画及び大綱の策定又は改定」

3 意見募集の資料

- ◆ [第2次野田市男女共同参画計画（素案）](#)（PDF：103KB）
（男女共同参画社会基本法、野田市男女共同参画審議会条例等掲載）

（参考資料）

- ◇ [野田市男女共同参画計画（現行）](#)

4 閲覧方法

- ◆ 市ホームページの内 パブリックコメント手続からダウンロード
- ◆ 文書閲覧
 - ・市役所5階男女共同参画課
 - ・市役所1階行政資料コーナー
 - ・いちいのホール1階行政資料コーナー
 - ・各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、関宿中央、

- 関宿北部、関宿中部、関宿南部)
 ・各図書館（興風、南、北、せきやど）

5 意見の募集期間 **※意見募集は終了しました**

平成22年2月1日（月）から平成22年3月3日（水）まで

6 意見を提出できる人

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、本計画に利害を有する方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

◇郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所 保健福祉部男女共同参画課 あて ※3月3日の消印有効
◇持参の場合	○市役所5階 男女共同参画課（土・日・祝日を除く） 受付時間は：午前8時30分から午後5時15分まで
	◇意見投函箱 ○市役所1階総合案内 ○いちいのホール1階関宿支所 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで （土・日・祝日を除く） ○各公民館、各図書館（休館日を除く） 受付時間：各施設とも開館時間内
◇ファクシミリの場合	（FAX 番号）04-7123-1074
◇電子メールの場合	ご意見はこちらから ※意見募集は終了しました

8 書式について

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、第2次野田市男女共同参画計画（素案）に対する意見と書いて、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名）、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10 問い合わせ先

野田市役所 保健福祉部男女共同参画課

電話 04-7125-1111 内線 2577